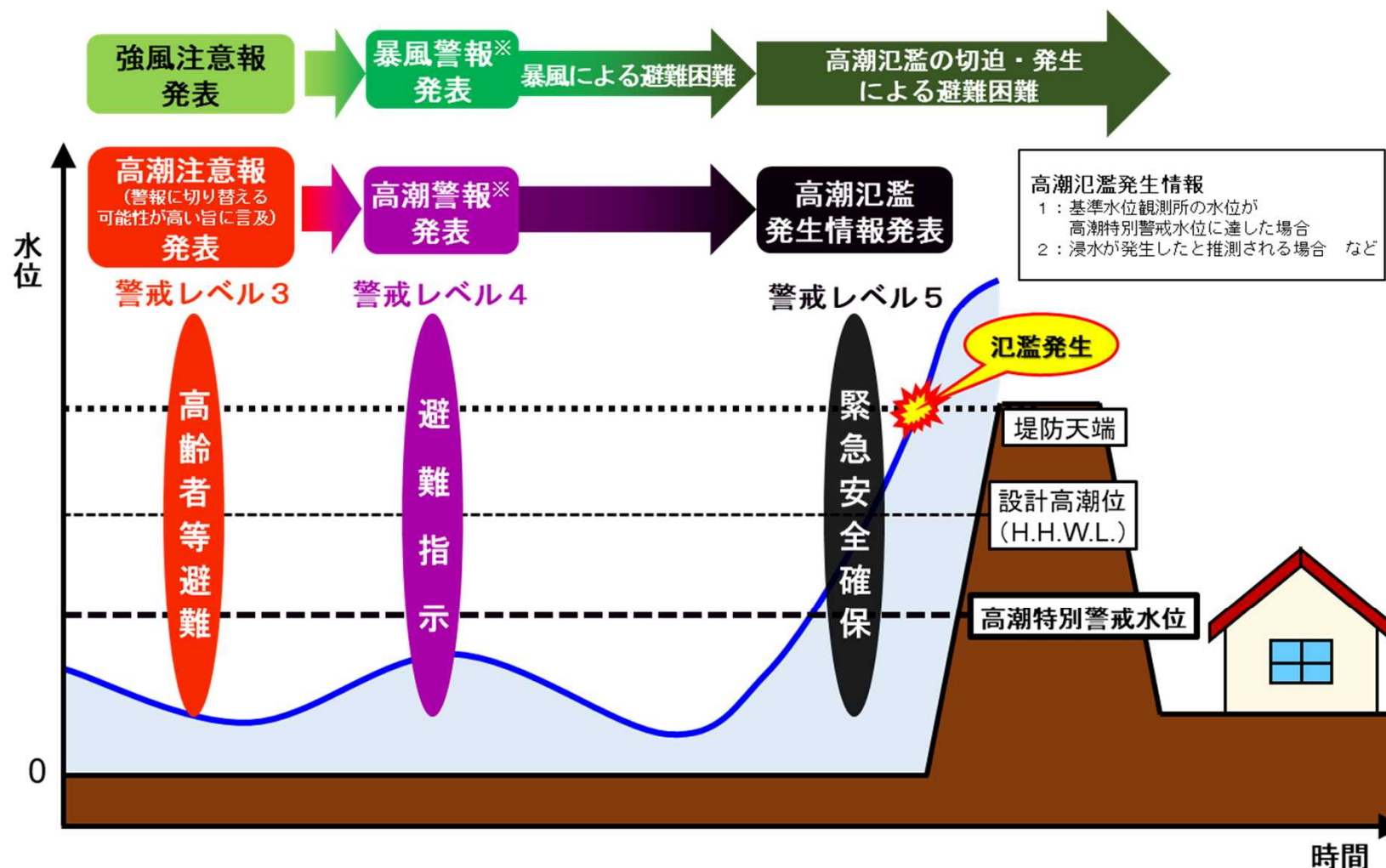


高潮特別警戒水位について

- 「高潮特別警戒水位」は、水防法に基づき都道府県知事が設定するものです。
- 高潮特別警戒水位に達した際に、都道府県知事は「高潮氾濫発生情報」を公表します。
- 高潮氾濫発生情報は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等呼びかける警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料（警戒レベル5相当情報）となります。



※数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により暴風・高潮になると予想される場合には、暴風警報・高潮警報はそれぞれ、暴風特別警報・高潮特別警報として発表される。